

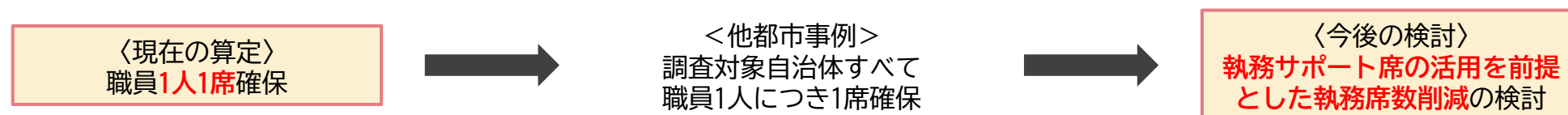
(1) 執務席・執務サポート席の見直し

本市の基本計画においては、ABWの導入も見据え、執務サポート席を設けることとしています。これまで、他都市の基本計画を参考に執務サポート席の席数を算定していましたが、今回の見直しにあたり、より実情に近づけるよう既に竣工済または設計段階の他自治体の事例を参考とし、席数を再算定しました。

①執務席

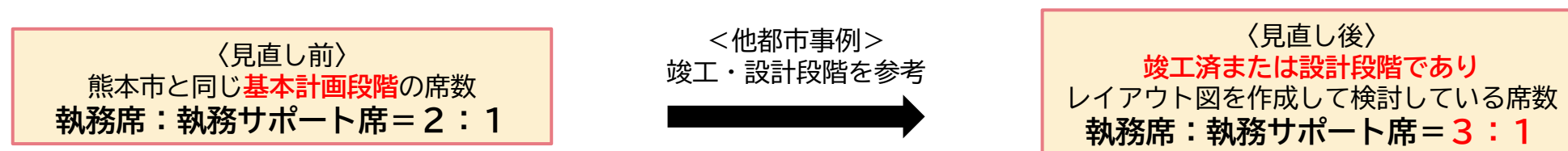
本市の基本計画においては職員1人1席確保を前提に算定を行っていますが、他自治体の事例においても職員1人につき1席の執務席を確保している状況です。

このため、基本計画段階においては職員1人1席の執務席を確保することとし、今後、設計段階において、執務サポート席の活用を前提に執務席数を減らすことができないか、試行環境における実証等も行った上で更なる検討を進めます。



②執務サポート席

本市の基本計画においては執務サポート席の席数を他都市の基本計画を参考として算定していましたが、今回の見直しにあたり、より実情に近づけるよう既に竣工済または設計段階の他自治体の事例を参考とし、席数を再算定しました。



(1) 執務席・執務サポート席の見直し

竣工済または設計段階における他自治体の執務席数と執務サポート席数の比率は、1.9:1から5:1まで自治体ごとにさまざまな比率となっています。

熊本市では、執務サポート席の活用を前提に、4人用会議室や職員用打合せスペース、作業スペースについて、占有スペースとして整備しないこととし、面積の効率化を図っています。

このことを考慮した上で、本市の基本計画段階における執務席数と執務サポート席数の割合は、他都市事例を参考に3:1と設定します。

○竣工済または設計段階における他自治体の執務席数と執務サポート席数の比率

自治体名 (政令指定都市)	執務席:執務サポート席 (席数)
A市	1.9:1
川崎市	3.0:1
B市	2.5:1
C市	5.0:1

自治体名 (特別区)	執務席:執務サポート席 (席数)
東京都中野区	3.3:1
東京都世田谷区	3:1~4.6:1
東京都葛飾区	5:1

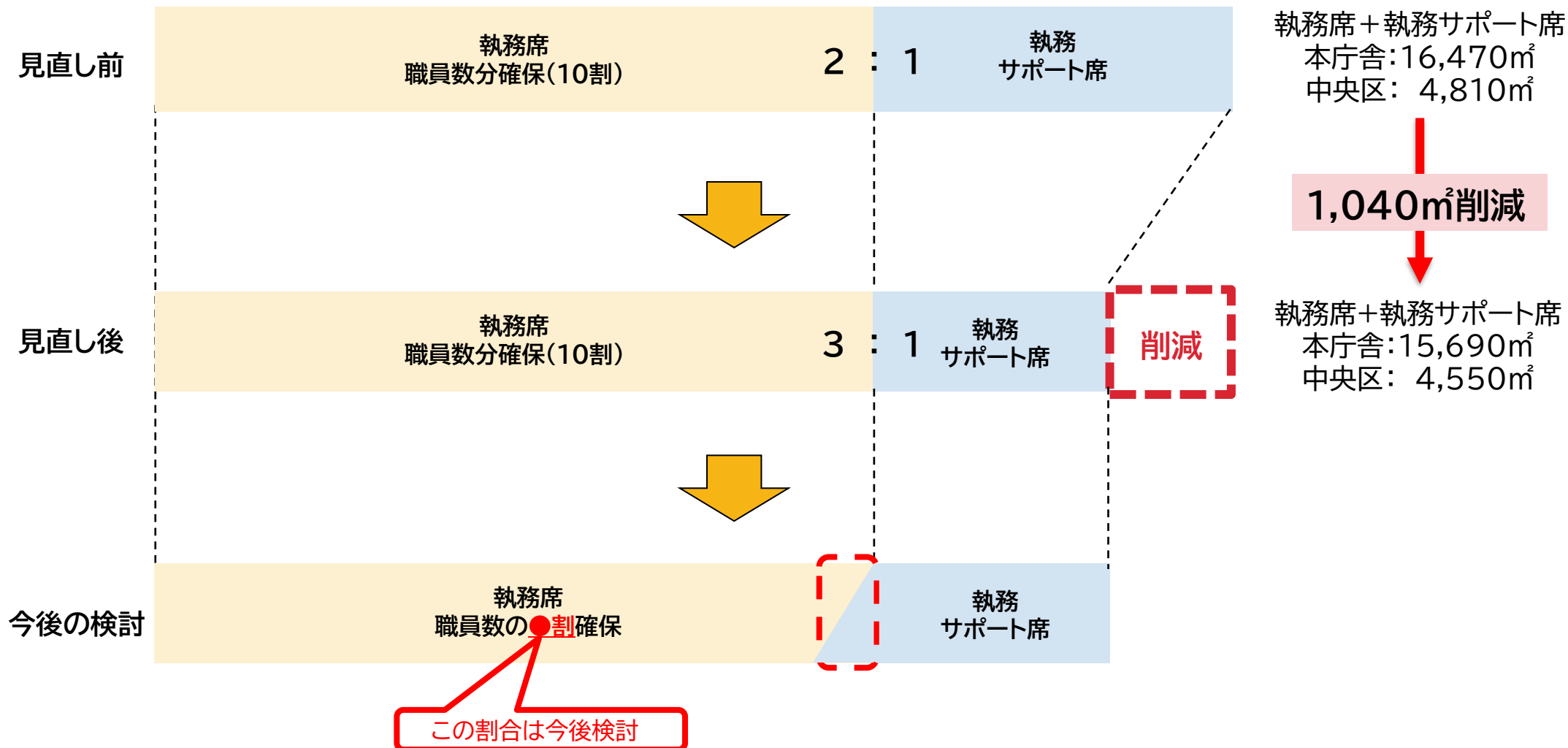
○基本計画段階における他自治体の執務席数と執務サポート席数の比率(見直し前の参考)

自治体名	執務席:執務サポート席
川崎市	2.6:1
東京都江戸川区	2:1

(1) 執務席・執務サポート席の見直し

見直し案を基に算定した執務室面積は以下のとおりです。

今後も、執務席数と執務サポート席数の割合については、試行環境における実証等も行った上で検討を進めます。



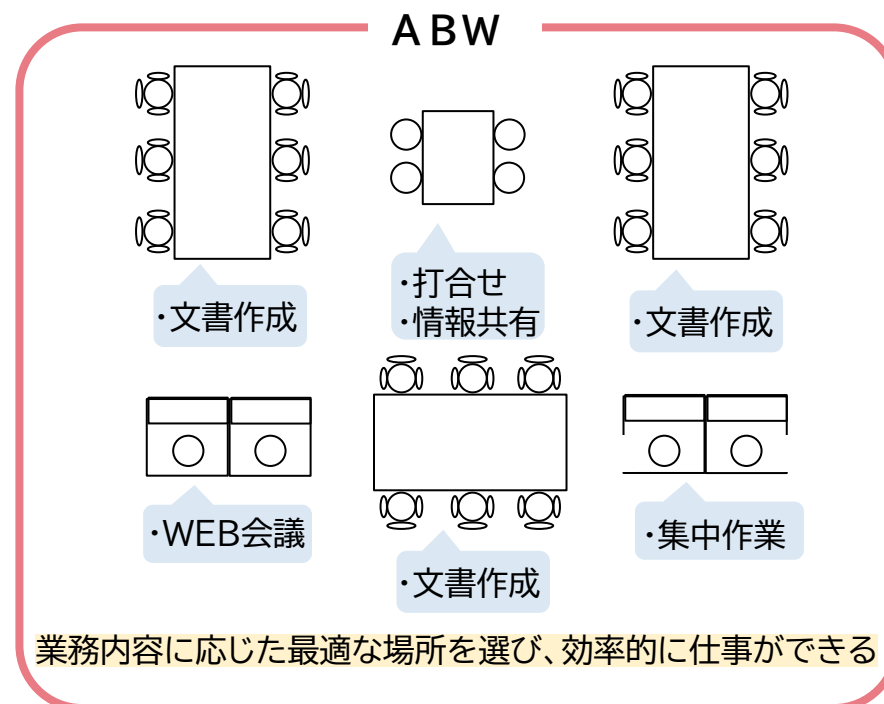
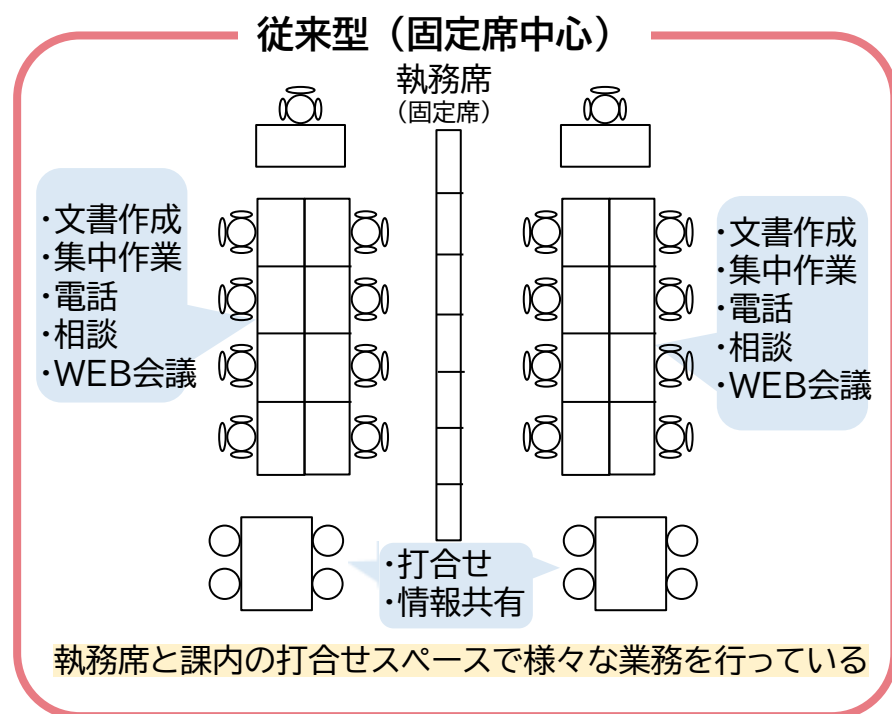
(1) 執務席・執務サポート席の見直し

ABW (Activity Based Working) とは

所属における決められた自席だけでなく、業務内容に応じて、最も生産性が高まる場所を自立的に選択する働き方。

例：集中して作業をしたい時は、静かな個室を使う
チームで話し合う時は、みんなで集まりやすい場所を選ぶ
WEB会議に参加する時は、防音スペースを使う

⇒仕事の効率や質を高めることができ、
より良い市民サービスの提供につながる。



窓口業務や個人情報を取り扱う部署などもあるため、今後、各課の業務特性に応じたレイアウトを検討していく。

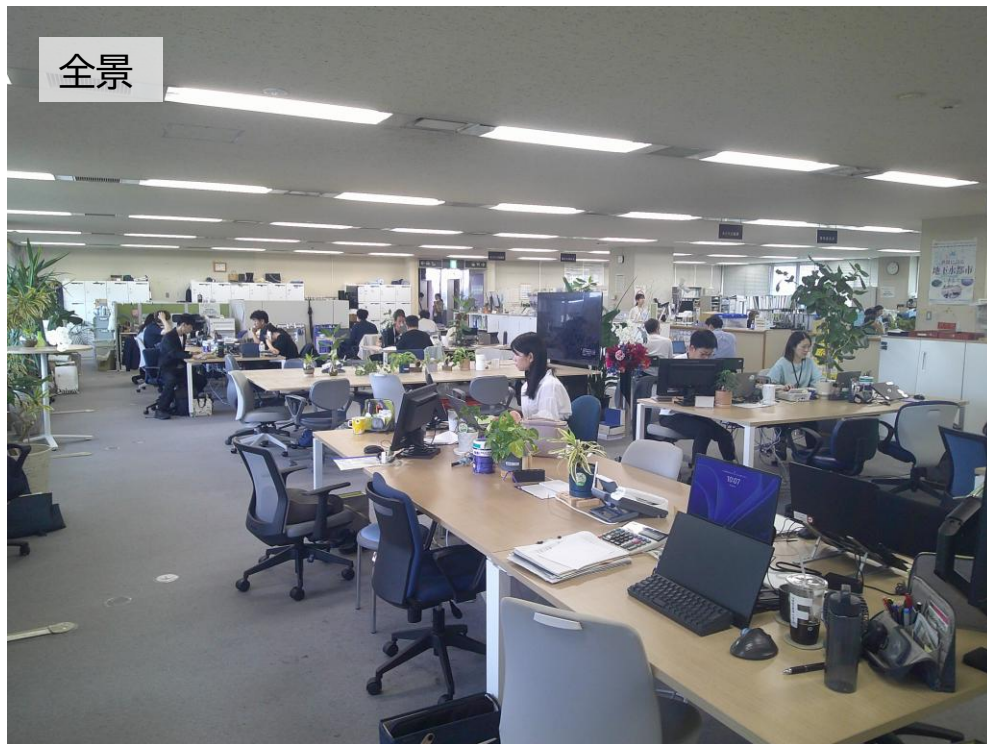
(1) 執務席・執務サポート席の見直し

熊本市の事例（森の都推進部執務室）

職員数39人 総席数51席

(執務席)39席:(執務サポート席)12席=3:1

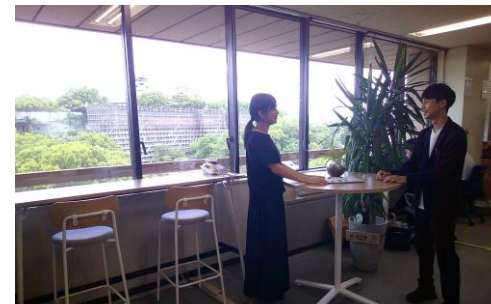
全景



打合せコーナー



窓際作業スペース・打合せコーナー



Webブース



窓際作業スペース



個人ロッカー



備品・複合機スペース



集中ブース



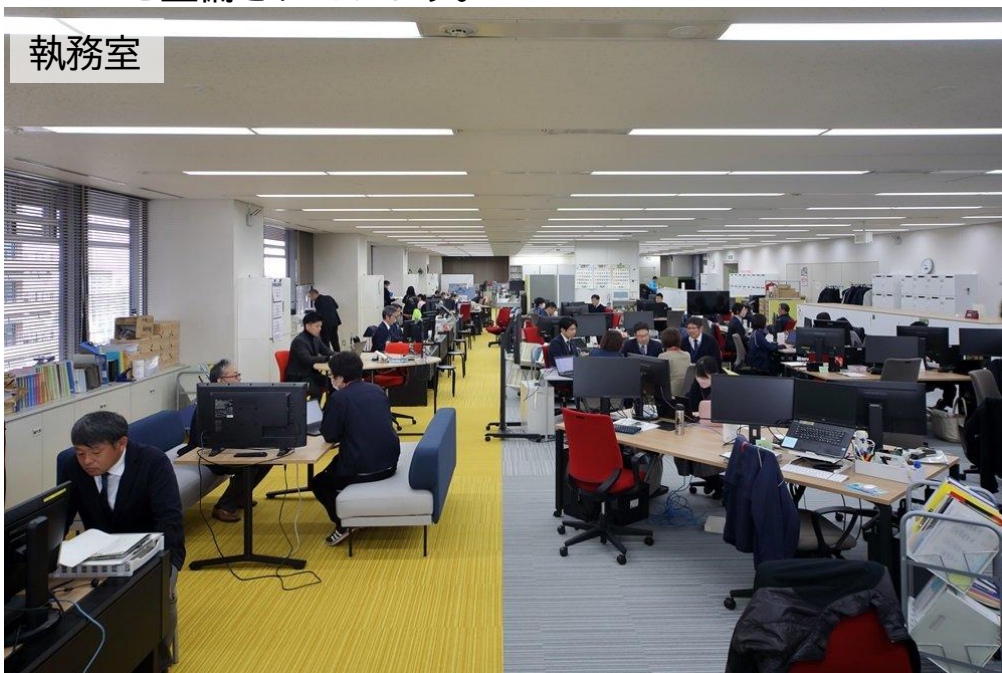
打合せスペース



(1) 執務席・執務サポート席の見直し

熊本県の事例（新館リニューアル）

限られた執務スペースの有効活用や業務効率化等を目的に、熊本県庁では執務室のリニューアルをされました。各課職員数の約8割程度の席を執務席、残り2割+ α をワークスペース(多様な働き方ができるスペース)、加えて各課1か所以上の打合せスペースを整備されています。



執務室はフリーアドレス化している。



※ソロブースなども整備している。

写真出典:コクヨHP

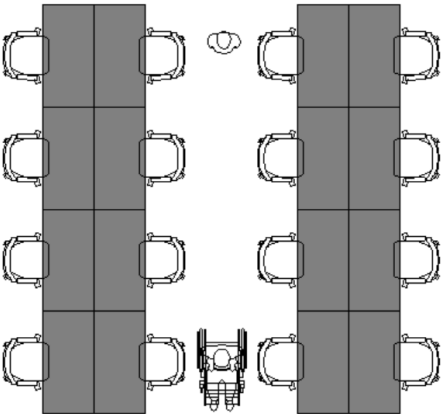
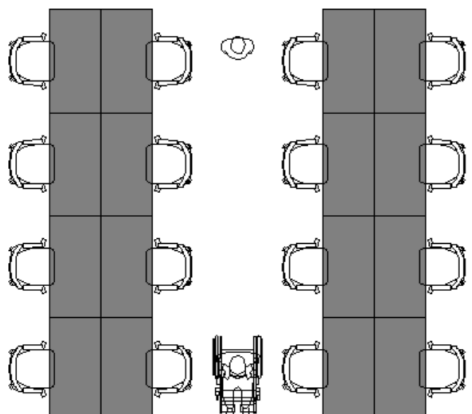
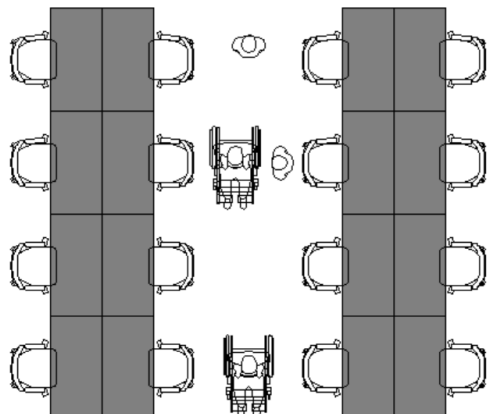
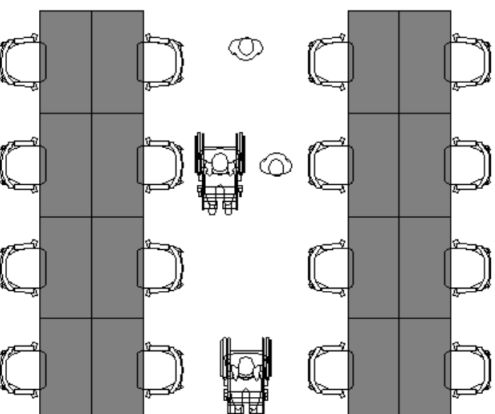
(2) 机の配置間隔の見直し

執務室の机間幅については、人が横向きになることで車椅子使用者とすれ違うことができる幅として2.2mの確保を前提とし、算定していました。

今回の見直し案では、執務室の机間幅については、車椅子使用者が通行できる幅として2.0mの確保を基本とします。

その上で、車椅子使用者が配置されるフロアについては、必要な個所において机間幅2.2mを確保するなど、柔軟に変更できるレイアウトを目指します。

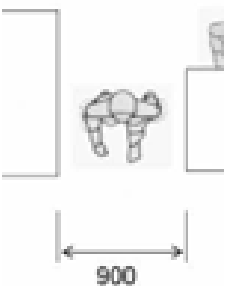
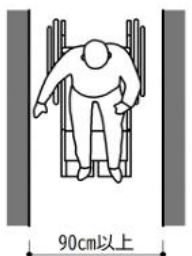
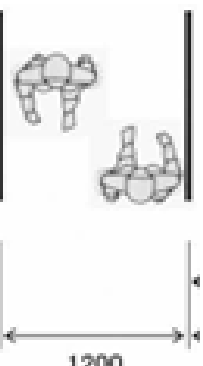
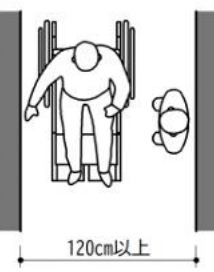
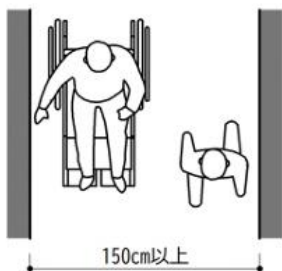
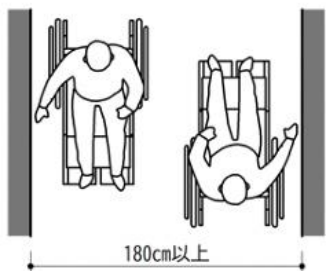
机間幅の見直しにより590㎡削減

見直し案		見直し前	
1,800mm	2,000mm	2,200mm	2,400mm
			
通路を車いす使用車が通行できる寸法	通路を車いす使用車が通行できる寸法	人が横向きになれば車いす使用者とすれ違うことができる寸法	人と車いす使用者がすれ違うことができる寸法

出典：JOIFA(一般社団法人日本オフィス家具協会)『オフィスづくりの基礎知識』P137
国土交通省 令和7(2025)年5月『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』P7

(2) 机の配置間隔の見直し

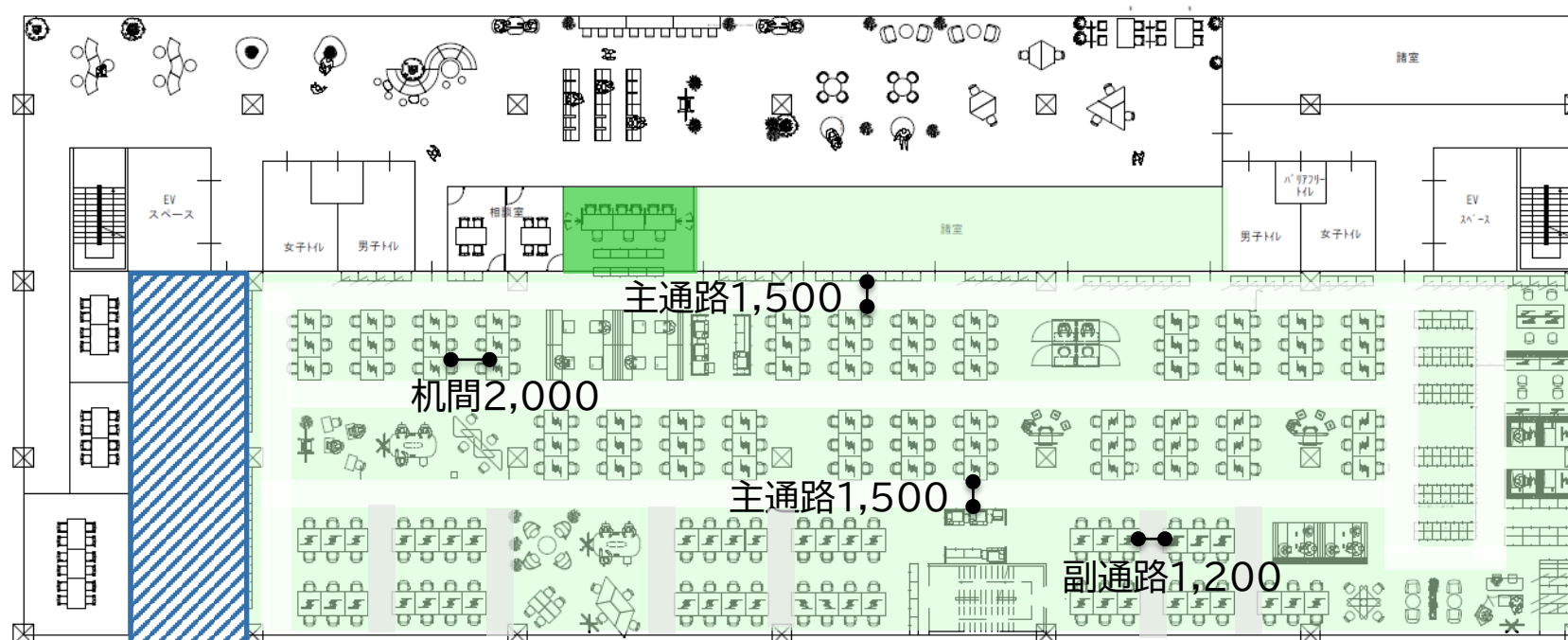
通路幅については、エレベーター、階段及び窓口へ向かう主動線は、人と車椅子がすれ違うことができる1.5m以上を確保し、副動線は1.2m以上を確保することとします。

通路幅 見直し後も据え置き			
900mm	1,200mm	1,500mm	1,800mm
 	 		
通路を人が通行できる寸法 通路を車椅子使用者が通行できる寸法	人と人がすれ違うことができる寸法 人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違うことができる寸法	人と車椅子使用者がすれ違うことができる寸法	車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法 車いす使用者と杖使用者がすれ違うことができる寸法

出典:JOIFA(一般社団法人日本オフィス家具協会)『オフィスづくりの基礎知識』P137
国土交通省 令和7(2025)年5月『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』P7

(3) 基本レイアウト図（見直し後）

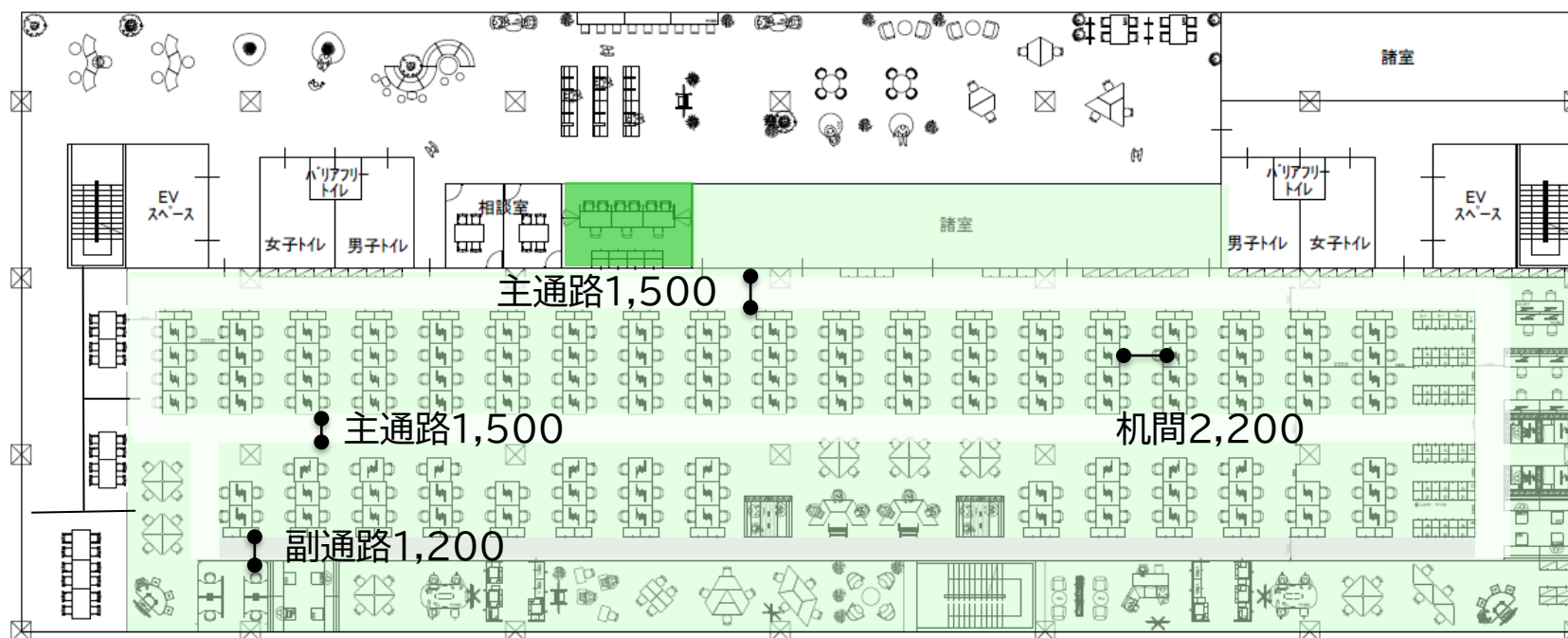
執務席：執務サポート席 = **3：1**
通路幅 **1,200mm**～**1,500mm**
机間幅 **2,000mm**



執務席：228席 + 執務サポート席：76席 = 総席数：304席

(3) 基本レイアウト図（見直し前）

執務席：執務サポート席＝2：1
通路幅1,200mm～1,500mm
机間幅2,200mm



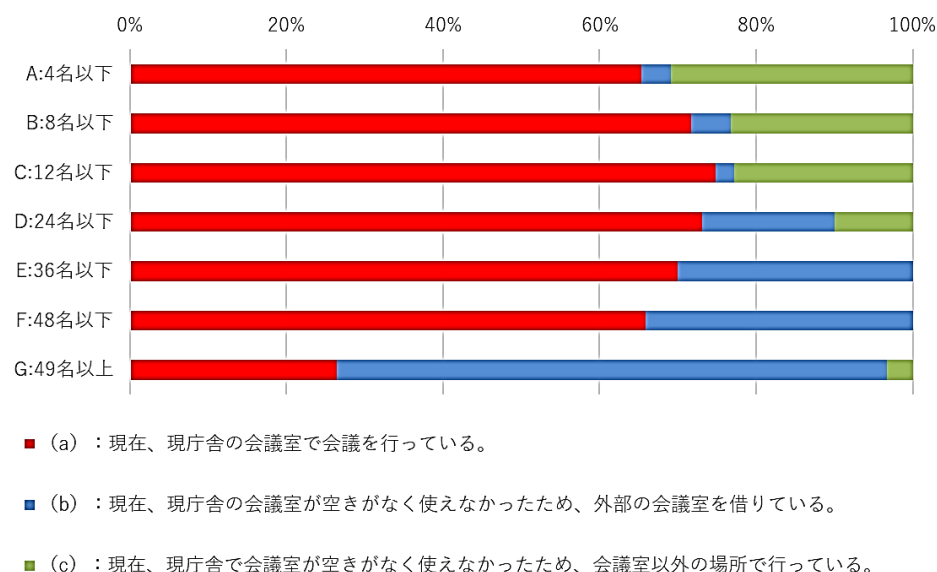
執務席：228席 + 執務サポート席：116席 = 総席数：344席

(4) 周辺会議室利用による面積の見直し

会議室の利用実態

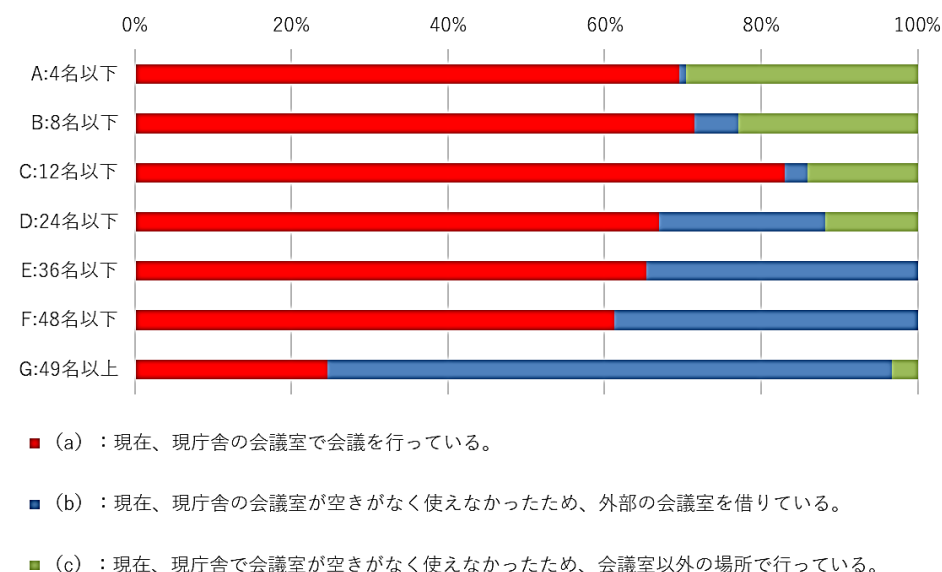
本庁舎

会議人数規模ごとの会議実施場所



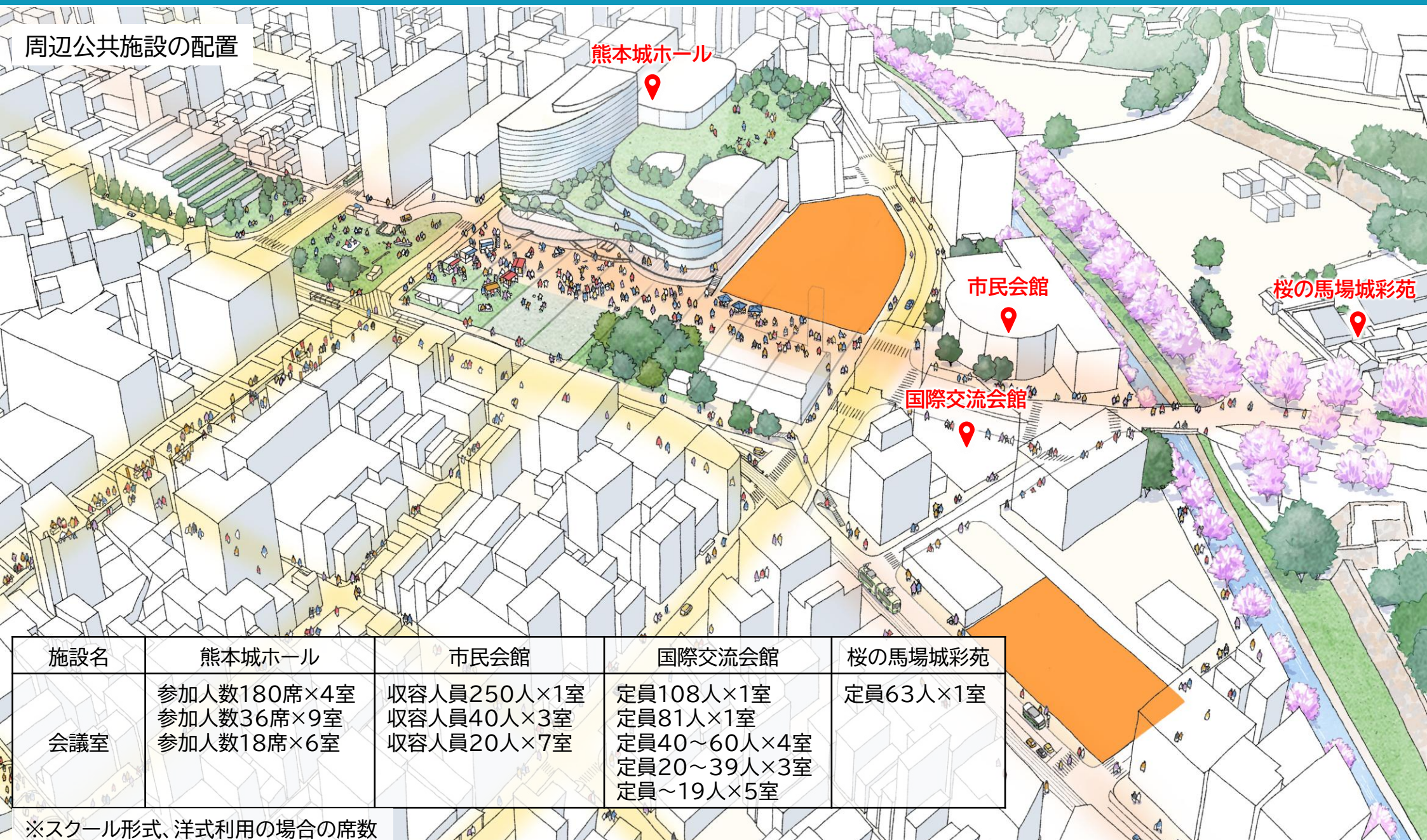
中央区役所

会議人数規模ごとの会議実施場所



- ・49名以上の会議は7割が外部の会議室を使用。
 - ・出席者の人数が多い会議は外部の会議室を、人数が少ない会議は庁内の会議室または会議室以外の場所を使用している傾向。
- ⇒36人用会議室及び48人用会議室について、外部会議室の使用を検討します。

周辺公共施設の配置

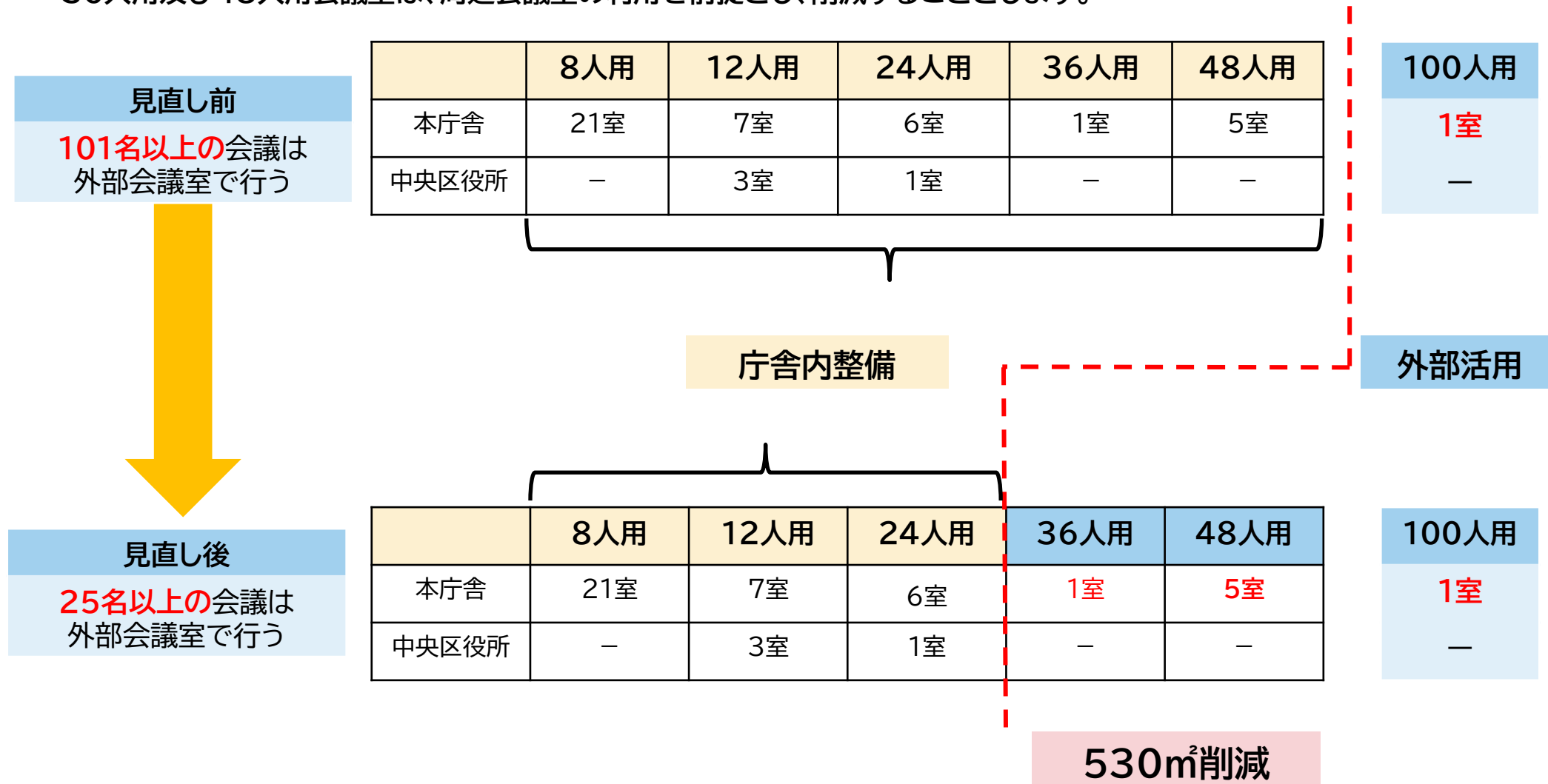


施設名	熊本城ホール	市民会館	国際交流会館	桜の馬場城彩苑
会議室	参加人数180席×4室 参加人数36席×9室 参加人数18席×6室	収容人員250人×1室 収容人員40人×3室 収容人員20人×7室	定員108人×1室 定員81人×1室 定員40～60人×4室 定員20～39人×3室 定員～19人×5室	定員63人×1室

※スクール形式、洋式利用の場合の席数

(4) 周辺会議室利用による面積の見直し

- ・ 36人用及び48人用会議室は、周辺会議室の利用を前提とし、削減することとします。



(4) 周辺会議室利用による面積の見直し

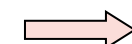
災害対策本部機能として必要な面積は、会議室面積縮減後も確保可能。

受援等で活用可能な会議室は縮小するものの、執務スペースなどを柔軟に活用することで対応可能。

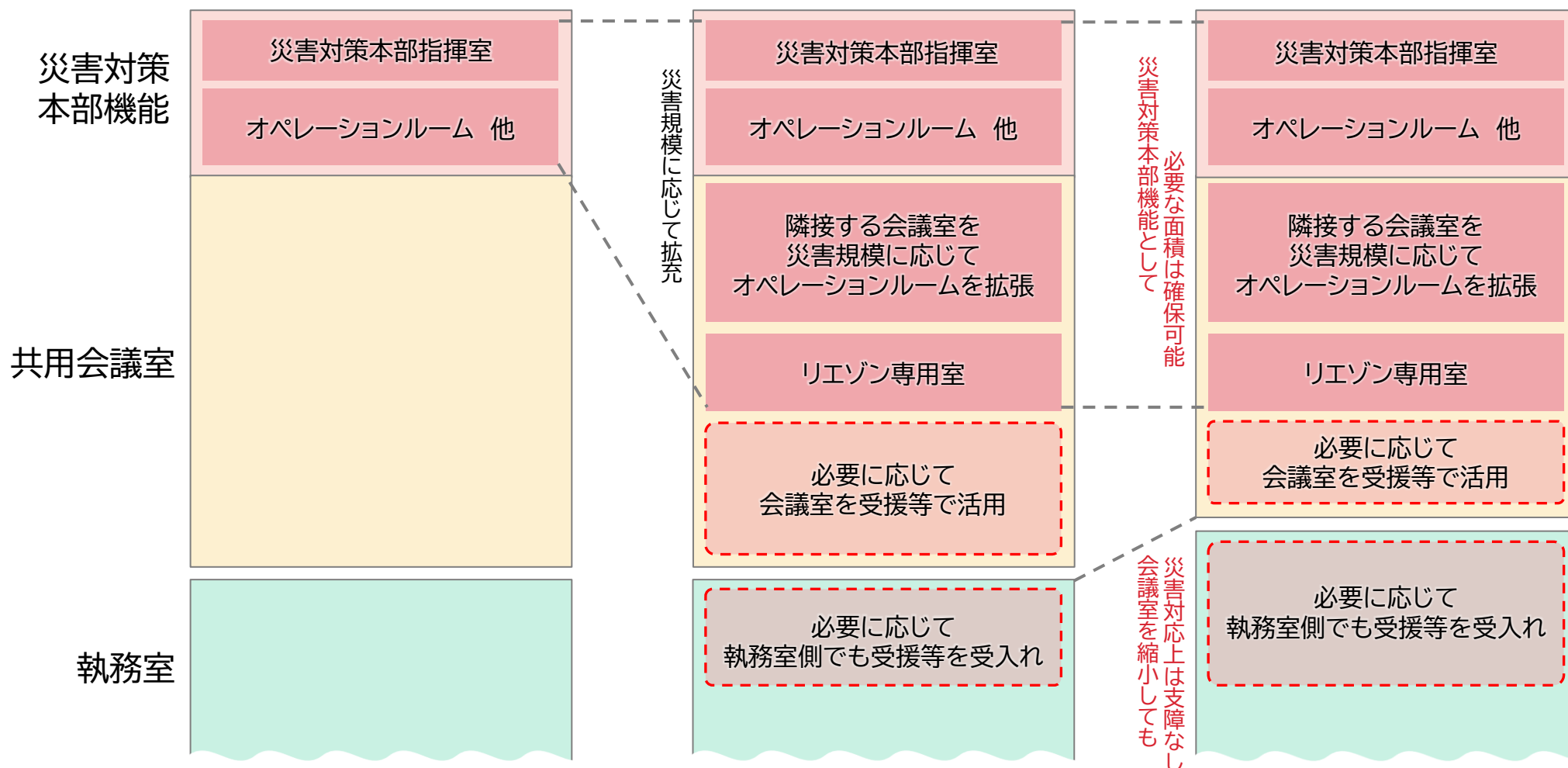
【 平時 】

【災害時は、災害規模に応じて会議室等を活用して対応】

＜素案段階の想定＞



＜会議室面積縮減後の想定＞



(5) 周辺施設活用による執務室面積の見直し

執務室を周辺民間ビル等で代替してはどうかとのご意見を踏まえ、以下のとおり検討を行った結果、課題解消につながらず、周辺施設の活用は難しいと整理しました。

- まず、基本計画における集約対象施設のうち、市有施設である駐輪場別館について活用の可能性を検討した。
- 駐輪場別館は防災拠点として整備されておらず、大地震が発生した際は機能継続できないリスクがある。
- 本庁・中央区役所機能は、大規模災害が発生した際に、災害対策本部と各局対策部が緊密に連携し、一体的に業務を実施しなければならないため、機能継続できないリスクがある建物を執務室として活用することは困難である。
- 次に、民間ビルの活用を検討した場合、周辺にまとまった空きテナントがないため、本庁機能が細かく分散し、災害対応はもとより平時においても市民の利便性低下につながる。
- また、民間ビルを活用する場合は、恒常的に賃借料が発生する。



駐輪場別館

